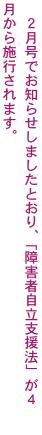
月から利用者負担



かれていました。「障害者自立支援法」は、障害の種別にかかわら 3つに分けられ、障害の種別ごとに受けられるサービスなどが分 援するものです。 ずサービスを共通化し、 これまで障害のある人は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の 障害者の地域における自立した生活を支

これまでの経緯

は、従来の支援費制度が、利用 制度」に改められました。 る「措置制度」から、障害者の 策が行われています。平成15年 せる社会の実現を目指して施 も地域の中で自分らしく暮ら ービスや事業者を選ぶ「支援費 意思を尊重し、障害者自らがサ には、行政がサービスを決定す 今回の「障害者自立支援法」 障害者福祉は、障害があって

サービスの仕組みが変わります に定められたものです。

どの問題が生まれために、 域間のサービス格差の拡大な 者の急増による財源不足や、

この法律により、障害のある人

の仕組みが、これまでの収入や課 設定)に改められます。 担と、所得に応じた月額上限の た負担の仕組み (1割の定率負 からサービス量と所得に着目し 税状況に着目した負担の仕組み がサービスを利用する自己負担

されます。 光熱水費等の実費負担も見直 また、施設入所者等の食費・

低所得者への軽減措置

な軽減策があります。 帯の人)に配慮して、 低所得の人(市民税非課税世 次のよう

地

限があります 月ごとの利用者負担には上

障害福祉サー ビスの定率負

民票を置いておく必要があり

施設やグループホームに住

だけサービスを利用しても、 負担)は、所得に応じて表①の担(食費・光熱費を除く利用者 れ以上の負担は生じません。 定されています。ひと月にどれ 4区分に月額負担上限額が設

免があります 入所施設、グループホームを 利用する場合、さらに個別減

れば、定率負担の個別減免が行貯金等が350万円以下であ われます。 プホームを利用する場合、 を利用する場合、預(20歳以上)やグル

ば、3000円を控除したもの) える収入(年金や工賃等であれ 利用者負担の上限額とします。 がある場合は、 利用者負担はなく、この額を超 6万6667円までの場合は、 (グループホームでは15%)を 具体的には1カ月の収入が ※個別減免の対象となるに 超えた額の50%

障害者自立支援法

(Q) どんな人が対象になるの?

いる人です。 福祉サービスを必要として ルプサービスやグループホ 帳をお持ちの人で、ホームへ ム、障害者施設などの障害 帳または精神保健福祉手身体障害者手帳、療育手

変わるの?障害者自立支援法でどう

変わっていく予定です。 10月からサービスの体系が 用者負担の仕組みが変わり、 は、自立支援医療の実施や利 に実施されます。4月から 障害者自立支援法によ る制度の改正は段階的

わるなど、客観的基準に沿っ しく設置される審査会が関 の認定やサービス決定に新 た支給決定が行われます。 また全国統一の障害程度

Q) 介護保険のサービスとの

きます。 が必要となる場合は利用 にない障害福祉のサービス 受けている人でも介護保険 れます。ただし、介護保険を 険のサービス利用が優先さ ができる人の場合は、介護保 じサービスを受けること 介護保険と障害福祉で同

表①

利用者負担の月額上限額

| 区 分 | 世帯の収入状況 | 月額負担 上限額 |
|------|---|-------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得1 | 市民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の人 | 15,000円 |
| 低所得2 | 市民税非課税世帯で「低所得1」でない人 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、約 300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が約125 万円以下の収入 | 24,600円 |
| 一般 | 市民税課税世帯 | 37,200円 |

※所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則 ですが、住民票で同じ世帯となっていても税制と医療保険で被扶養 者でなければ、障害のある人とその配偶者を別世帯の扱いとするこ とができます。

表2

社会福祉法人減免の対象となる収入・資産の状況

| | 収入 | 預貯金等(注2) |
|------|---------|----------|
| 単身世帯 | 150万円以下 | 350万円以下 |
| 2人世帯 | 200万円以下 | 450万円以下 |
| 3人世帯 | 250万円以下 | 550万円以下 |

- (注1)原則、社会福祉法人ですが、その地域(同一市町村内)にサービ スを提供する社会福祉法人がない場合は、他の法人でも認めら れます。
- (注2) 預貯金等の中から、一定の要件を満たす信託、個人年金等は 除かれます。

表3

社会福祉法人減免後の利用者負担の上限額

| | 1つの事業所あたりの月額負担上限額 | | |
|------|---------------------------|--|--|
| 低所得1 | 7,500円 | | |
| 低所得2 | 12,300円(通所施設利用の場合、7,500円) | | |

祉法人等の減免対象となり ビスを利用する場合、社会福 通所施設、ホームヘルプサー

> サービスを利用しても、 負担上限額は同じです

同じ世帯の中で障害福

祉サ

の月額負担上限額を超えること 万4600円が上限となります。 帯全体の定率負担の合計は、 サービスを利用する場合は、 帯で、2人以上の人が障害福祉 はありません。 る場合などでも、表①の4区分 例えば、表①の低所得2の世 ・ビスを利用する人が複数い 2 世

同じ世帯の中で複数の人が

れます。 が残るように補足給付が行わなくとも手元に2万5000円 施設を利用する場合、食費、光低所得者には、20歳以上で入所 に額が設定されます。 熱水費の実費負担をしても、 !額が設定されます。しかし、 入所施設の食費、光熱水費の

生活保護への移行防止策が 講じられます

こうした負担軽減策を講じ

ける上限額は、

表③のようにな

る減免の対象になります。 あれば、社会福祉法人が実施す

この場合、1つの事業所にお

入や資産が一定以下

(表②) で

後3年間は経過措置として、 サービスを利用する場合、施行 る通所サービス、ホームヘルプ

収

社会福祉法人等(当)が提供す

▽身体障害者・知的障害者のサ 祉課障害福祉係 ービスに関すること…社会福 (EL 21) 0 2 6 4)

軽減措置が講じられます 食費等実費負担についても、

施設ごと 少

■問い合わせ

…健康增進課健康增進第1係 0 2 6 3) およびサービスに関すること ▽精神障害者の自立支援医療 **囮**②0267)、第2係 TEL 21

がなされます。 の対象とならないように配慮 や、食費等を引き下げ生活保護 象となる場合には、 することにより、生活保護の対 ても、 定率負担や食費等を負担 定率負担